



(ご注意)

★譲渡承認請求の際には譲渡者の印鑑証明書(発行日の翌日から3ヶ月以内のものに限る)を同時に提出願います。

★譲受者の専用サービス契約者名義を確認できる資料(登記簿謄(抄)本等)をご持参下さい。

★譲渡者に未納料金(現在計算中の料金を含む)があるときは譲受者が引き継ぐこととなります。

★譲渡承認請求の際には、一契約について800円の譲渡承認手数料が必要です。譲渡承認手数料には、別途消費税相当額がかかります。なお、譲渡承認手数料については、後日、専用サービス請求書によりご請求させていただきます。

★専用サービス利用権が多数のため専用回線ID番号が本書に書ききれない際は、割印を押した別紙(様式適宜)を本書と合わせてご提出下さい。

★共同専用契約の場合、譲渡者または譲受者が複数で、本書に書ききれない際は、別紙(様式適宜)にご署名・ご捺印のうえ、本書とてあわせてご提出下さい。

なお、引き続き契約者となる場合の、印鑑証明及び登記簿謄(抄)本は不要です。

★接続専用回線の場合は、当該接続専用回線に接続される他社接続回線を提供する第1種電気通信事業者の事前の承諾が必要です。

★専用回線ID番号専用サービス利用件数を訂正する際は、訂正箇所にも両者の押印が必要です。